

(非公式訳)

投資委員会布告

第 12/2561 号

件名：タイ証券取引所上場した会社に対する投資奨励措置

仏暦 2557 年 (2014 年) 12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号、タイ証券取引所に上場することによるタイ事業者の持続的な強化・成長を図るため、

仏暦 2520 年 (1977 年) 投資奨励法第 16 条、第 18 条および第 31 条の権限に基づき、投資委員会は以下の通り公布する。

- 第1項 投資奨励を受けている、第 31 条の第 1 段落に基づく法人所得税を免除されたタイ証券取引所上場した企業に対し、さらに投資金額 (土地代及び運転資金を除く) の 100%を法人所得税の免除恩典を追加に付与する。
- 第2項 投資奨励認可されたプロジェクトは、既に収入が発生したとしても、追加の恩典が申請できる。ただし、この措置に基づく恩典の申請日には、第 31 条の第 1 段落の法人所得税恩典の免除期間及び免除上限額が残存すること。
- 第3項 この措置の下で奨励申請する前に、タイ証券取引所への上場を完了すること。タイ証券取引所上場日とは、タイ証券取引所が会社の株をタイ証券取引所の上場株であることを認めた日を意味する。
- 第4項 仏暦 2563 年 (2020 年) 12 月 30 日までに本措置に基づく追加恩典を申請すること。
- 第5項 本布告の有効日以前に、既にタイ証券取引所上場した会社は対象外とする。

仏暦 2561 年 (2018 年) 11 月 19 日より有効とする。

発布日：仏暦 2561 年 (2018 年) 12 月 28 日

陸軍大将

(プラユット・チャンオーチャー)

投資委員会委員長